

海岸法に基づく行政処分基準

(目的)

第1条 この基準は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第1項、第37条の8の規定に基づき、許可の取消し処分をする場合の基準を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、法又は、海岸法に規定する占用等の許可申請に係る審査基準（以下「審査基準」という。）で定めるところによる。

(対象)

第3条 この基準に基づく行政処分の対象者は、法第7条第1項、法第8条第1項、法第37条の4、法第37条の5の規定に基づき、海岸管理者から許可を受けた者（以下「許可者」という。）とする。

(処分基準)

第4条 許可者に対して行う行政処分の基準は、別表のとおりとする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

